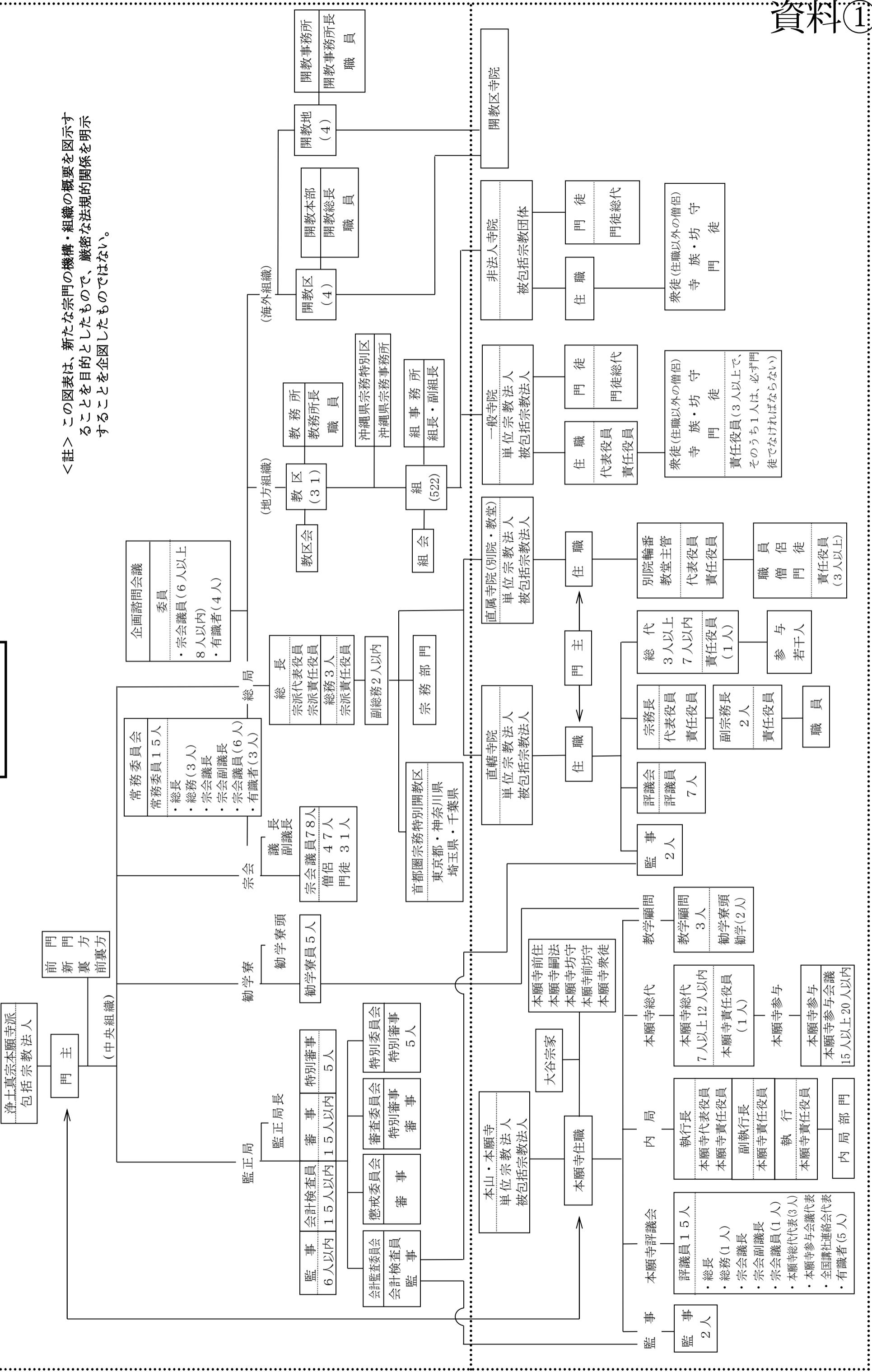


表 図 略 織 組 構 機 門 宗

宗門

现在>平成29年4月1日

<註> この図表は、新たな宗門の機構・組織の概要を図示することを目的としたもので、厳密な法規的関係を明示することを企図したものではない。





THE SANKEI SHIMBUN

トップ 連載 ランキング 政治 国際 社会 経済 スポーツ エンタメ ライフ オピニオン イベント 会員

事件・報道 地震・災害 事故・火災 薬剤 朴槿

オンラインファンコミュニティ×リアルで深まる差異  
【競輪無料】人材マネジメントの新潮流／6月19日セミナー開催

宗教法人法を問う  
<独自>休眠法人解散へ予算70倍超 文化庁、地方の人手不足緩和狙う

2023/5/3 17:30

X ポスト X 反応 F B G

社会 | 事件・報道 [宗教法人]

年	予算額(万円)	件数
平成30	821	827
令和1	828	725
2	3	586
3	4	4倍3747
4	5	※文化庁の資料に基づく

脱税や資金洗浄（マネーロンダリング）といった犯罪の温床になり得る休眠状態の宗教法人を速やかに解散するため、文化庁が令和5年度、「不活動宗教法人対策推進事業費」として前年度比70倍超の約4億4千万円を予算計上したことが3日、分かった。法人調査や解散手続きなどを担う都道府県の宗教担当部局では多くの人手不足に陥っており、非常勤職員の入件費を国が一部負担することで解消を目指す。

文化庁は3月末、休眠状態にある法人が売買などを通じて悪用されるのを防ぐため、整理を加速させる方針を決定。一切連絡が付かない法人などを直ちに「不活動宗教法人」と認定し、加えて1年以上、宗教活動をしていないことなどが確認されれば、速やかに裁判所に解散命令を請求するよう都道府県に通知した。

### 宗務行政の適正な遂行について（概要） －令和5年3月31日 文化庁宗務課長通知－

- 国会審議も踏まえ、主に以下の事項を各都道府県の宗教法人担当課宛てに要請。
  - ・ 事務所備付け書類の提出督促や、未提出時の過料手続の確実な実施を徹底すること
  - ・ 不活動宗教法人の把握及びその対応を、これまで以上に迅速に行うこと

**1. 事務所備付け書類の提出の徹底について要請**

- ・ 宗教法人法第25条第4項に基づき、宗教法人は、事務所備付け書類を毎年度所轄庁に提出する義務がある。法に基づき、**書類の提出がなされない法人には督促を徹底する**。
- ・ 督促を行ってもなお事務所備付け書類が提出されない法人に対しては、法に基づき、**確実に過料の手続を実施する**（不活動が疑われる法人は2. によって対応）。

**2. 不活動宗教法人の確実な把握・整理の加速化を要請**

- ・ 文化庁において明確化した「**不活動宗教法人の判断に関する基準**」に基づき、不活動宗教法人に当たるものを迅速に判断し、事実関係を確認の上、すみやかに整理を進める。  
※連絡先不明で所轄庁として活動を把握できないものの、事務所備付け書類を連続して提出しないもの 等
- ・ 不活動宗教法人として判断したものについて、宗教法人法に定める**解散命令事由に当たる**と認められた場合には、**原則として、解散命令請求**の手続を進める。  
合併や任意解散を検討していたなど、個別事情のある場合は、別途適切に対応する。
- ・ 不活動宗教法人の具体的な整理の手順については、別途、文化庁で手引きを定める。

※これらの取組を適正に行うため、各都道府県における体制整備の配慮や、文化庁が行う支援事業（不活動宗教法人対策推進事業）の活用を同時に要請。

文化庁WEBより  
都道府県宗教法人事務担当部課長会議 令和5年4月26日

**YOL 読賣新聞 オンライン**

朝刊記事 紙面ビューアー 社説 English 検索 ?

三 すべて | トップ 速報 社会 政治 経済 スポーツ 國際 地域 科学・IT エンタメ・文化 ライフ 受験・就活 ヘル

## 住職2人がお布施1億5000万円「私的流用」...国税が「給与」と認定し追徴課税

2023/01/31 02:00

この記事をスクラップする

和歌山県内で寺を運営する二つの宗教法人が2021年、大阪国税局の税務調査を受け、各法人の代表を務める住職2人が檀家からのお布施計約1億5000万円を私的に流用していたとして、所得税の源泉徴収漏れを指摘されていたことがわかった。国税局は流用分を源泉徴収の対象となる「給与」と認定。2法人は重加算税を含む計約7000万円を追徴課税されたという。

- それぞれ7~8箇所の寺の住職を兼務していた。  
⇒7年で1.5億→2法人。1年間で153万/1兼務寺院
- お布施などは、個人名義の口座に入れていた。
- その口座から私的経費が支払われたり、預金されたりしていた。
- 帳簿はつけていなかった。

**THE SANKEI SHIMBUN**

トップ 速報 ランキング 政治 国際 社会 経済 スポーツ エンタメ ライフ オピニオン イベント 会員

事件・疑惑 地震・災害 事故・火災 裁判 訃報

【視聴無料】人材マネジメントの新潮流／6月19日セミナー開催 広告

**宗教法人法を問う**

### 宗教法人の税不正割合が突出 知識乏しく、ずさん会計

2023/9/17 22:09

社会 | 事件・疑惑 宗教法人

**重加算税が適用された宗教法人の割合は高い**

宗教法人	5850	1218	20.82%
学校法人	843	20	2.37%
社会福祉法人	1774	14	0.78%
財團・社団法人	694	2	0.28%

※源泉所得税処理状況集計表の分析に基づく。令和4年6月まで過去5年間。小数第3位以下切り捨て

給与や報酬にかかる源泉所得税を巡り、税務調査で徴収漏れを指摘された全国の宗教法人の約2割が、意図的な不正を認定されたことが明らかになった。税法上の枠組みが同じ学校法人や社会福祉法人などと比べ、不正の割合は突出していた。税務調査では悪質な行為が多数確認された一方、そもそも税や会計の知識が曖昧なまま、慣例的に「ザル会計」を続けていた宗教法人もある。

## –宗教法人の財産目録などの備付け、閲覧及び提出–（宗教法人法）

書類・帳簿	備付け義務	閲覧請求	所轄庁へ提出
(1) 規則（寺則）、認証書	○	○	–
(2) 役員名簿	○	○	○
(3) 財産目録	○	○	○
(4) 収支計算書 ①公益事業以外の事業を行っている場合 ②実際に収支計算書を作成している場合 ※公益事業以外の寺院で、その1会計年度の収入の額が8千万円以内である場合は作成を免除されます	○	○	○
(5) 貸借対照表（作成している場合）	○	○	○
(6) 境内建物（財産目録に記載されているものを除く）に関する書類	○	○	○
(7) 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類	○	○	–
(8) 事務処理簿	○	○	–
(9) 事業に関する書類（事業を行っている場合）	○	○	○

## –寺院の備付書類–（宗門法規）

宗門においては、宗教法人法に規定されている備付け書類等とは別に、寺院に備え整備する書類、帳簿類が以下の通り規定されています。（寺院規程第30条）

- (1) 寺則及び所轄庁の認証書
- (2) 役員名簿（責任役員・門徒総代・その他の機関）
- (3) 寺族名簿及び坊守名簿
- (4) 門徒名簿
- (5) 過去帳又はこれに類する帳簿
- (6) 境内建物及び境内地の図面
- (7) 財産目録
- (8) 資産の状況を表す書類
- (9) 責任役員その他寺則で定めた機関（門徒総代等）の議事録及び事務処理簿
- (10) 事業を行う場合にはその事業に関する書類
- (11) その他必要な書類

## 宗派WEBサイト



宗派WEBサイト